

第2部 古賀市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

第1章 計画の基本的事項



唐津街道青柳宿

第 2 部 古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

国の地球温暖化対策の基本的な方針を定める「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、区域内の活動から排出される温室効果ガスの排出抑制のための総合的で計画的な施策の策定・実施が、地方公共団体の努力義務として規定されています。

古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）「以下「本計画」という。」は、本法律に準拠した「第 2 次古賀市環境基本計画」の地球温暖化対策に関する具体的な個別計画として位置づけられる計画です。また、古賀市の最上位計画である「第 4 次古賀市総合振興計画」をはじめ、他の関連計画との整合を図るものとします。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 26（2014）年度を初年度とし、平成 35（2023）年度を最終年度とする 10 年間を設定します。

3 計画の算定年度

策定マニュアルでは計画の基準年度は、京都議定書の基準年度である平成 2（1990）年度、もしくはデータの入手が可能な最新年度とされています。古賀市では平成 21（2009）年度が最新年度ですが、京都議定書の基準年度も参照されることが多いため、算定年度を平成 2（1990）年度（基準年度）、平成 21（2009）年度（現況年度）と設定します。また以降、年度については西暦記載のみで表記します。

4 計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄などがあります。このうち燃料の燃焼に伴って発生する二酸化炭素は、全温室効果ガス総排出量の 9 割程度を占めるなど、人為的に発生する温室効果ガスの中で最も占める割合が多く、温暖化への影響が大きいことが知られています。そのため、本計画で対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とします。

5 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は古賀市全域とします。ただし、地球温暖化対策は広域的な視点で、対策を行う必要があることから、周辺市町、県、国との連携も積極的に進めることとします。